

## 厚木市建設工事指名競争入札参加者指名基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、厚木市契約規則(平成14年厚木市規則第33号)第19条の規定に基づき、厚木市が発注する建設工事の指名競争入札参加者(特別共同企業体を除く。以下「参加者」という。)の指名基準について、必要な事項を定めるものとする。

### (指名基準)

第2条 参加者の指名に当たっては、次に掲げる事項について判断するものとする。この場合において、その判断は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 手持工事量
- (4) 施工の成績
- (5) 手持工事の進捗状況
- (6) 工事施工の技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 地理的条件
- (9) 市貢献業者
- (10) 労働福祉の状況

### (市内業者の育成等)

第3条 指名に当たっては、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、地域産業の振興を図るため、市内有資格業者の優先的指名に配慮するとともに、中小建設業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に該当する建設業者をいう。)の受注機会の確保に配慮するものとする。

### (指名数)

第4条 参加者の指名数は、次の各号に掲げる設計金額に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、指名を受けた者が辞退した場合は、追加の指名は行わないものとする。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 130万円以下          | 3人以上  |
| (2) 130万円を超え500万円未満  | 5人以上  |
| (3) 500万円以上5,000万円未満 | 8人以上  |
| (4) 5,000万円以上1億円未満   | 10人以上 |
| (5) 1億円以上1億5,000万円未満 | 12人以上 |
| (6) 1億5,000万円以上7億円未満 | 20人以上 |

2 前項の規定にかかわらず、同項の指名数を確保することが困難であると認められる場合は、この限りではない。

3 経常共同企業体は、1企業体を一人として換算する。

### (指名の特例)

第5条 次に掲げる工事を執行するときは、前2条の規定にかかわらず、過去の実績及び保有機械の状況等を勘案して指名することができる。

- (1) 災害復旧工事のうち特に緊急を要する工事
- (2) 特殊機械の使用又は特殊技術を要する工事
- (3) 「発注金額に対する総合評定値一覧表」により入札参加資格を有する者の実績又は施工技術では履行が図れないと判断される工事

2 前項各号の工事にあつては、「発注金額に対する総合評定値一覧表」の範囲を広げて指名することができる。

附 則

- 1 この基準は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 厚木市建設工事指名競争入札参加者指名選考基準（平成 2 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

判断事項	判断基準
1 不誠実な行為の有無	<p>1 次に掲げる場合は、指名しないこととする。</p> <p>(1) 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置期間中である場合</p> <p>(2) 本市発注工事に係る請負契約について、次に掲げる事項に該当し、かつ、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合</p> <p>ア 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請け代金の支払遅延等について、関係行政機関等からの通報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p>
2 経営及び信用の状況	<p>2 経営状況が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこととする。</p>
3 手持工事量	<p>3 現在の本市発注の手持工事の状況を総合的に勘案し、指名が偏らないように配慮する。</p>
4 施工の成績	<p>4 厚木市優良建設工事等表彰要綱（平成20年4月15日施行）に基づき、前々年度、前年度及び現年度において、工事の成績が特に優秀で表彰状を受けている場合は、優先して選定すること。</p>
5 手持工事の進捗状況	<p>5 現在の本市発注の手持工事の進捗状況について、請負業者の責めに帰すべき理由により相当の遅れが生じ、今後の改善が期待できないと判断される場合は、指名しないこととする。</p>
6 工事施工の技術的適性	<p>6 以下の事項を総合的に勘案する。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理等の技術的水準と同程度の技術があること。</p> <p>(3) 当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。</p>
7 安全管理の状況	<p>7 本市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これらの改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当と認められる場合は、指名しないこととする。</p>
8 地理的条件	<p>8 以下の事項を勘案する。</p> <p>(1) 地理的条件の取扱いは、原則として次に掲げる順位によるものとする。</p> <p>ア 市内業者（本社の所在地を市内に有する法人及び市内に営業の本拠を有する個人をいう）</p> <p>イ 準市内業者（市内に支店又は営業所等を有する法人をいう）</p> <p>ウ 市外業者（前2号以外のものをいう）</p> <p>(2) 参加者の所在地と発注する工事の施工場所の地域性等を十分考慮するものとする。</p>
9 市貢献業者	<p>9 台風や降雪時等の緊急災害対応に協力し、積極的な貢献があった者、又は地震、風水害その他の災害時又は災害の恐れがある場合に、本市の要請に基づき応急活動を実施する者を優先して選定すること。</p>

10 労働福祉の状況	10 以下の事項を総合的に勘案する。 (1) 賃金不払に関する労働基準監督機関からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適當であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 建設業退職金共済組合等からの印紙購入状況及び貼付の状況を総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
------------	---